

令和元年12月3日招集

令和元年 第7回(12月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第109号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）	1
議案第110号	佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について	3
議案第111号	佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	5
議案第112号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	25
議案第113号	佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第114号	佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第115号	佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第116号	佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第117号	佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第118号	佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第119号	佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42

議案第120号	佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第121号	佐渡市漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について	46
議案第122号	佐渡市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	51
議案第123号	佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	60
議案第124号	佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第125号	圏民センター条例を廃止する条例の制定について	68
議案第126号	公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）	70
議案第127号	公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）	71
議案第128号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）	72
議案第129号	公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）	73
議案第130号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）	74
議案第131号	公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）	75

議案第132号	公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）	76
議案第133号	公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）	77
議案第134号	公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）	78
議案第135号	公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）	79
議案第136号	公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）	80
議案第137号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）	81
議案第138号	損害賠償の額を定めることについて	82
議案第139号	団体営土地改良事業の施行について（深浦地区）	83
議案第140号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	84
議案第141号	令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について	86
議案第142号	令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について	86
議案第143号	令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について	86

議案第109号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐渡市一般会計
補正予算（第8号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

専決第15号

専決処分書

令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年10月21日

佐渡市長

三浦 基裕

（予算書別紙添付）

議案第110号

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例

特別職の職員のうち、市長にあつては令和2年1月1日から同年3月31日まで、副市長にあつては令和2年1月1日から同年2月29日までの間における給料月額は、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第111号

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与等に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) パートタイム会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員をいう。）
- (2) フルタイム会計年度任用職員（法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員をいう。）

(給料及び基礎報酬)

第3条 フルタイム会計年度任用職員には、佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号。以下「給与条例」という。）第2条第1項に規定する給料を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1から別表第3までに定める給料表によるものとし、職務の級は、別表第4に定める基準に従い決定する。

3 前2項の規定により給料表を適用した場合の号給は、その者の有する資格、経験等及び職務内容に基づき、別に規則で定める基準に従い決定する。

4 パートタイム会計年度任用職員には、フルタイム会計年度任用職員として、前3項の規定を適用したならば得られる給料月額と、佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年佐渡市条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第19条の規定により定められたその者の勤務時間を考慮して、任命権者が別に定めた給料に相当する報酬（以下「基礎報酬」という。）を支給する。

5 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを

切り捨てた額とする。

(給料及び基礎報酬の支給)

第4条 給料及び基礎報酬の支給日は、毎月1回とし、給料及び基礎報酬の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとする。

2 給料及び基礎報酬を支給する日は、その月の21日とする。

3 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員のうち、日又は1時間を単位として基礎報酬が支給される場合の当該基礎報酬の支給日は、翌月の21日とする。

4 前2項の給料又は基礎報酬を支給する日が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

(給料及び基礎報酬の計算)

第5条 新たに職員となった者には、その日から給料又は月額の基本報酬を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料又は月額の基本報酬を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料又は月額の基本報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料又は月額の基本報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料又は月額の基本報酬の額は、給与条例第6条第4項の規定に準じて、日割りによって計算する。

(諸手当の支給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員には、通勤手当に相当する費用弁償並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに期末手当を支給する。

3 前2項に定める諸手当の支給については、この条例に定めるもののほか、規則で定める。

(通勤手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、給与条例第10条の規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員に支給する通勤手当に相当する費用弁償については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

3 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員のうち、正規の勤務時間（勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間に相当する勤務時間をいう。）による通勤回数が1週間当たり4回以下となるもの及び基礎報酬を日又は1時間を単位として支給されるものに係る通勤手当に相当する費用弁償の額は、通勤回数を考慮して規則で定める。

(特殊勤務手当)

第8条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事するフルタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当は、佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年佐渡市条例第57号）の例による。

3 パートタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当に相当する報酬については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

4 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員に支給する月額の特種勤務手当に相当する報酬の額は、佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する額の範囲内において勤務時間を考慮して規則で定める。

(時間外勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当は、給与条例第13条の規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員に支給する時間外勤務手当に相当する報酬の額は、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(休日勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当は、給与条例第14条の規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員に支給する休日勤務手当に相当する報酬の額は、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(夜間勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当は、給与条例第15条の規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員に支給する夜間勤務手当に相当する報酬の額は、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額及び報酬の額の算出)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第16条の規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員で月額の基本報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第4項の規定により定められた基本報酬に12を乗じ、その額を規則で定める日数に1日の正規の勤務時間数(日によって正規の勤務時間が異なる場合にあつては、1週間当たりの勤務時間を1週間の勤務時間とした場合における1日の平均勤務時間数。次項において同じ。)を乗じて得た数で除して得た額とする。

3 パートタイム会計年度任用職員で日額の報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第4項の規定により定められた基本報酬の日額を、1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額とする。

4 パートタイム会計年度任用職員で1時間当たりの報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第4項の規定により定めら

れた基礎報酬の1時間当たりの額とする。

- 5 前3項の規定にかかわらず、日を単位として支給される特殊勤務手当が支給されるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、前3項の規定により算出される額に、当該特殊勤務手当の額を1日の正規の勤務時間数で除して得た額を加算した額とする。

(端数計算)

第13条 第9条から第11条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額並びに第17条の規定により勤務しない1時間につき減額する額を算定する場合の1円未満の端数処理については、佐渡市職員の給料等に関する規則（平成16年佐渡市規則第39号。以下「給料等規則」という。）第13条の2の規定を準用する。

(宿日直手当)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当は、給与条例第16条の2の規定を準用する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員に支給する宿日直手当に相当する報酬の額は、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(期末手当)

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して支給する。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の65を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受け

るべき給料又は基礎報酬の月額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当の支給対象)

第16条 前条に定めるもののほか、職員の期末手当については、給与条例第16条の6及び第16条の7の規定を準用する。この場合において、給与条例第16条の6第3号中「基準日前1箇月以内又は基準日」とあるのは「基準日」と読み替えるものとする。

(給与及び基礎報酬の減額)

第17条 職員の給与又は基礎報酬の減額は、給与条例第12条の規定を準用する。この場合において、「第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員にあっては佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和 年佐渡市条例第 号）第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額、パートタイム会計年度任用職員で月額の基礎報酬が支給されるものにおいて同条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、パートタイム会計年度任用職員で日額の報酬が支給されるものにおいて同条第3項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、パートタイム会計年度任用職員で1時間当たりの報酬が支給されるものにおいて同条第4項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額又は特殊勤務手当に相当する報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員にあっては同条第5項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」と読み替えるものとする。

(休職者の給与及び報酬)

第18条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項並びに新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年新潟県市町村総合事務組合条例第24号）第2条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与又は報

酬の全額を支給する。

2 職員が休職にされたときは、その休職の期間中、前項に定める給与又は報酬を除くほか、他のいかなる給与又は報酬も支給しない。

(給与及び報酬の口座振替)

第19条 給与は、職員の申出により、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給与及び報酬からの控除)

第20条 職員に給与又は報酬を支給する際、法律で定めるもののほか、給料等規則第15条の2で定めるものを当該給与又は報酬から控除することができる。

(費用弁償)

第21条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償は、佐渡市職員の旅費に関する条例（平成16年佐渡市条例第59号）別表第1のその他の職員に支給される旅費の例による。

(その他の職の報酬)

第22条 第3条第4項の規定にかかわらず、除雪作業を行うオペレーター職に任用される者の基礎報酬は、時給2,000円とする。

第23条 第3条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる職に任用される者の基礎報酬は、当該各号に定める額とする。

(1) 語学研修指導等を行う外国青年招致事業等による外国語指導助手
月額28万円以上33万円以内

(2) 国際交流活動等を行う外国青年招致事業等による国際交流員 月額
28万円以上33万円以内

(3) 医療機関及び介護保険施設に勤務する医師 日額9万円以内

2 前項に定めるもののほか、同項各号に定める職の報酬等に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(給料及び基礎報酬の決定の特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、臨時職員（法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された者を除く。）又は非常勤職員（法第3条第3項に規定する特別職をいう。）であった者で、施行日に引き続きこの条例の適用を受ける職員となったもの（施行日の前日に就いていたその者の職と同一の職に採用された者に限る。）の給料又は報酬の決定について、任命権者が施行日前に受けていた賃金又は報酬の水準との均衡上必要があると認める場合は、第3条の規定にかかわらず、規則で定める基準により決定するものとする。

3 前項の規定により給料又は報酬を決定された職員であって、当該職員の任期が満了した後に引き続き職員として採用された場合（当該任期中に就いていた職と同一の職に採用された場合に限る。）の給料又は報酬の決定については、第3条の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、当該任期満了日の給料又は報酬を基礎として決定することができる。その後において、任期満了日の翌日に引き続き同一の職に再度の採用をされた場合も同様とする。

別表第1 行政職給料表(1)（第3条関係）

職務 の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600

4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400
19	167,200	225,000
20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900

33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 行政職給料表(2) (第3条関係)

職務 の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	130,400	181,900
2	131,300	183,400
3	132,300	184,900
4	133,200	186,300
5	134,200	187,600

6	135,200	189,100
7	136,200	190,500
8	137,200	191,800
9	138,000	193,200
10	139,000	194,200
11	140,000	195,500
12	141,100	196,600
13	141,900	197,800
14	142,900	198,900
15	143,900	200,000
16	144,900	201,100
17	146,000	202,100
18	147,200	203,200
19	148,400	204,200
20	149,600	205,200
21	150,700	206,100
22	151,900	207,200
23	153,100	208,300
24	154,300	209,300
25	155,500	210,200
26	157,000	211,100
27	158,500	211,800
28	160,000	212,700
29	161,400	213,600
30	162,900	214,800

別表第3 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級
----------	-----

号給	給料月額
	円
1	247,900
2	250,400
3	252,900
4	255,400
5	257,600
6	261,400
7	265,200
8	269,000
9	272,600
10	276,600
11	280,600
12	284,600
13	288,400
14	292,400
15	296,300
16	300,200
17	303,900
18	307,500
19	311,000
20	314,600
21	318,200
22	321,900
23	325,400
24	328,900
25	332,400
26	335,200
27	337,800

28	340,400
29	343,200
30	345,300
31	347,500
32	349,900
33	352,100
34	354,500
35	356,700
36	359,200
37	361,400
38	363,800
39	366,200
40	368,400
41	370,700
42	372,100
43	373,600
44	375,000
45	376,200
46	377,600
47	379,100
48	380,600
49	381,700
50	382,700
51	383,700
52	384,500
53	385,400
54	386,300
55	387,000
56	387,900

57	388,600
58	389,500
59	390,300
60	391,100
61	391,600
62	392,100
63	392,500
64	393,000
65	393,300

イ 医療職給料表(2)

職務 の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	149,000	186,900
2	150,400	188,500
3	151,800	190,100
4	153,200	191,700
5	154,400	193,200
6	156,200	194,700
7	157,900	196,300
8	159,600	197,800
9	161,300	199,400
10	163,000	201,100
11	164,700	202,700
12	166,500	204,400
13	168,000	205,800
14	169,900	207,400
15	171,900	209,000

16	173,800	210,600
17	175,700	212,000
18	177,600	213,600
19	179,400	215,300
20	181,300	217,000
21	183,200	218,300
22	184,700	219,800
23	186,200	221,200
24	187,700	222,700
25	189,300	224,100
26	190,600	225,500
27	192,100	226,800
28	193,500	228,100
29	195,000	229,400
30	196,200	230,800
31	197,500	232,300
32	198,800	233,700
33	200,200	234,800
34	201,600	236,100
35	202,900	237,100
36	204,300	238,400
37	205,400	239,800
38	206,700	241,100
39	208,000	242,200
40	209,300	243,500
41	210,400	244,800
42	211,600	245,900
43	212,800	247,100
44	214,000	248,200

45	215,200	249,300
46	216,300	250,700
47	217,300	252,200
48	218,400	253,500
49	219,400	255,100
50	220,400	256,500
51	221,300	257,900
52	222,300	259,200
53	222,700	260,300
54	223,600	261,700
55	224,300	263,100
56	225,200	264,400
57	225,900	265,200
58	226,800	266,500
59	227,500	267,800
60	228,300	269,100
61	229,200	270,000
62	230,000	271,200
63	230,900	272,500
64	231,900	273,800
65	232,500	274,600
66	233,300	275,700
67	234,100	276,600
68	234,900	277,700
69	235,600	278,700
70	236,300	279,700

ウ 医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級
----------	-----	-----

号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	163,000	190,500
2	164,400	192,600
3	165,900	194,700
4	167,300	196,700
5	168,800	198,800
6	170,300	201,100
7	171,800	203,400
8	173,300	205,700
9	174,600	208,100
10	176,300	209,500
11	177,900	210,900
12	179,400	212,100
13	180,900	213,500
14	182,900	214,900
15	184,900	216,400
16	186,900	217,600
17	189,100	219,000
18	191,200	220,500
19	193,300	222,000
20	195,400	223,500
21	197,500	224,700
22	199,700	226,400
23	201,900	228,100
24	204,100	229,800
25	206,100	231,100
26	207,400	232,800
27	208,600	234,500

28	209,900	236,200
29	211,100	237,800
30	212,200	239,200
31	213,500	240,500
32	214,700	241,600
33	216,000	242,800
34	217,300	243,900
35	218,600	244,800
36	219,900	245,900
37	221,100	246,800
38	222,500	247,900
39	223,800	248,800
40	225,200	249,900
41	226,100	250,400
42	227,500	251,300
43	228,900	252,200
44	230,300	253,100
45	231,500	253,900
46	232,900	254,900
47	234,200	255,800
48	235,500	256,800
49	236,500	257,800
50	237,600	258,900

別表第4（第3条関係）

給料表	職務の級	職務の分類
行政職給料表(1)	1級	定型的な業務を行う職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
行政職給料表(2)	1級	技能職員又は労務職員の職務

	2 級	(1) 高度の技能を必要とする技能職員の職務 (2) 高度の経験を必要とする労務職員の職務
医療職給料表(1)	1 級	医師又は歯科医師の職務
医療職給料表(2)	1 級	栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士又は歯科技工士の職務
	2 級	(1) 薬剤師又は獣医師の職務 (2) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士又は歯科技工士の職務
医療職給料表(3)	1 級	准看護師、看護師又は保健師の職務
	2 級	困難な業務を行う准看護師、看護師又は保健師の職務

議案第112号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐渡市職員定数条例の一部改正)

第1条 佐渡市職員定数条例（平成16年佐渡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第5項の規定に基づく臨時的任用職員」を「第22条の3第4項の規定に基づく臨時的任用職員」に改める。

(佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年佐渡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(佐渡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 佐渡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成16年佐渡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬の額）」を加える。

(公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例（平成16年佐渡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年佐渡市条例第46条）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時職員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「会計年度任用職員（法第22条の2第1

項に規定する会計年度任用職員をいう。)」に改める。

(佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 佐渡市職員の育児休業等に関する条例(平成16年佐渡市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条第1項中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第12条」とあるのは「佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和 年佐渡市条例第 号)第17条」と、「給与条例第16条」とあるのは「佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例第12条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」とする。

(佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年佐渡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中ただし書を削る。

第4条第2項を削る。

別表第1中17の項から22の項までを削り、23の項を17の項とし、24の項を18の項とし、25の項を19の項とする。

(佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 佐渡市職員の給与に関する条例(平成16年佐渡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第17条の4の表第20条の項を削る。

第20条を削り、第21条を第20条とする。

(佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16

年佐渡市条例第293号)の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第21条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用された企業職員の給与の種類及び基準は、佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和 年佐渡市条例第 号)の規定を準用する。

(佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年佐渡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年佐渡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第26条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用された企業職員の給与の種類及び基準は、佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和 年佐渡市条例第 号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第113号

佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の旅費に関する条例
の一部を改正する条例

(佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第16条の5第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の6第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第16条の8第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(佐渡市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市職員の旅費に関する条例（平成16年佐渡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号又は第5号」を「第16条第1号又は第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第114号

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例

佐渡市手数料条例（平成16年佐渡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表全般の表及び税関係の表中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第115号

佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和元年12月 3 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成16年佐渡市条例第226号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第22条関係)

区分		手数料(消費税込み)
燃やすごみ	収集、運搬及び処分(指定容器を使用する場合)	指定容器(特小)10枚につき 100円
		指定容器(小)10枚につき 160円
		指定容器(大)10枚につき 250円
		処理券 1束につき1枚 20円
燃やさないごみ(発火性危険ごみを含む。)	収集、運搬、処分(指定容器を使用する場合)	指定容器(小)10枚につき 250円
		指定容器(大)10枚につき 350円
燃やすごみ 燃やさないごみ(発火性危険ごみを含む。)	直接搬入(指定容器を使用しない場合等)	10キログラムまでごとに60円
粗大ごみ	収集、運搬、処分(処理券を使用する場合)	処理券 1個につき1枚 520円
	直接搬入(処理券を使用しない場合)	30キログラムまで520円 超過10キログラムごとに100円
蛍光管及び水銀入り体温計	処理施設等に直接搬入	1個につき 30円
犬、猫等の死体	直接搬入の場合	1個につき 520円
特定家庭用機器	直接搬入 テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラ	1個につき 800円

	入 の 場 合	ズマ式のもの をいう。)	
		冷蔵庫	1個につき 1,200円
		冷凍庫	1個につき 1,200円
		洗濯機	1個につき 800円
		衣類乾燥機	1個につき 800円
		エアコン	1個につき 1,000円
し尿	収集、運搬	1リットルにつき 8円	

備考 発火性危険ごみとは、スプレー缶（エアゾール缶）、カセットボンベ及びガスライターをいう。

別表第2（第33条関係）

区分	費用（消費税込み）
廃プラスチック類	10キログラムまでごとに1,000円
紙くず、木くず、動植物性残さその他市長が定めるもの	10キログラムまでごとに100円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第116号

佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例

佐渡市火葬場条例(平成16年佐渡市条例第229号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条第1項の表を次のように改める。

区分	使用料
死者の生前の住所(死胎については胎児の父又は母の住所)が本市である場合	18歳以上1体につき 20,000円
	18歳未満1体につき 無料
	死胎1体につき 無料
	切断四肢1個につき 無料
上記以外の場合	18歳以上1体につき 35,000円
	18歳未満1体につき 20,000円
	死胎1体につき 10,000円
	切断四肢1個につき 10,000円

第5条を第4条とする。

第6条中「、本市に住所を有する者で」を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第4条第1項の表の規定は、同日以後に使用する火葬場の使用料から適用する。

議案第117号

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例(平成18年佐渡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に掲げる」を削り、「いう。)」の次に「として300円」を加え、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第118号

佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例(平成17佐渡市条例第78号)の一部を次のように改正する。

別表中、

「

4,000	2,800
3,200	2,200

」を

「

6,000	4,200
3,000	2,100

」に改め、同

表備考に次のように加える。

- 4 利用料金は、上記の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第119号

佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例(平成17佐渡市条例第79号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中、

「

3,670	4,200
4,200	4,720
2,940	3,360
	3,880
2,310	

」を

「

3,150	4,200	6,300
3,540	4,720	7,080
2,520	2,940	5,040
2,910	2,940	5,820
1,730	2,310	3,460

」

に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 利用料金は、上記の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第120号

佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

令和元年12月 3 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例(平成17佐渡市条例第
81号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

4,000	4,500
6,000	6,500
4,500	5,000

」を

「

3,370	6,750
4,870	9,750
3,750	7,500

」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 上記の利用料金は、利用者1人当たりの料金とする。ただし、交流研修室及びプラネタリウム室については、部屋単位の料金とする。
- 2 利用料金は、上記の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第121号

佐渡市漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市漁港管理条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市漁港管理条例等の一部を改正する条例

(佐渡市漁港管理条例の一部改正)

第1条 佐渡市漁港管理条例(平成16年佐渡市条例第259号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「採取者等」という。)の次に「からは、別表第2」を加える。

別表第2第1号の表土砂採取料の額の欄を次のように改める。

土砂採取料の額
180円
160円
140円
160円
60円
120円
3,610円
7,230円
7,230円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額

(佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例(平成16年佐渡市条例第260号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「算出した額」の次に「に1.1を乗じて得た額」を加える。

第5条中「ことがある」を「ことができる」に改める。

別表第1占用料(年額)の欄を次のように改める。

占用料(年額)
500円
500円

100円
80円
80円
70円
95円
55円

別表第1中「上記占用料の合計額に1.05を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。」を削る。

別表第2土石採取料の欄を次のように改める。

土石採取料
160円
60円
120円
3,610円
7,230円
7,230円に長径が120cmを超える15cmまでごとに723円を加算した額
180円
160円
140円

別表第2中「上記採取料の合計額に1.05を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。」を削る。

(佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第3条 佐渡市準用河川占用料徴収条例(平成16年佐渡市条例第279号)の一部を次のように改正する。

別表第3項の表採取料の欄を次のように改める。

採取料
160円
60円
120円

3,610円
7,230円
7,230円に石径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額
180円
140円
時価に基づく評価
時価に基づく評価
3円
時価に基づく評価

(佐渡市公共物管理条例の一部改正)

第4条 佐渡市公共物管理条例(平成16年佐渡市条例第281号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表採取料の額の欄を次のように改める。

採取料の額
180円
140円
160円
160円
60円
120円
3,610円
7,230円
7,230円に石径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額
時価評価
時価評価

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の佐渡市漁港管理条例第13条第1項及び別表第2の規定、佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例第2条第2項並びに別表第1及び別表第2の規定、佐渡市準用河川占用料徴収条例別表の規定及び佐渡市公共物管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後における土砂採取料又は土石採取料について適用し、同日前における土砂採取料又は土石採取料については、なお従前の例による。

議案第122号

佐渡市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

佐渡市下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の全部適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を令和2年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 公共下水道事業の排水区域は、別表第1のとおりとする。
- 3 漁業集落排水施設の名称、位置及び区域は、別表第2のとおりとする。
- 4 農業集落排水施設の名称、位置及び区域は、別表第3のとおりとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、下水道事業に管理者を置かないものとする。

- 2 法第14条の規定により、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、上下水道課及び契約課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価額（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに

限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により、議会の議決を要するものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(佐渡市公共下水道事業建設基金条例及び佐渡市農業集落排水事業市債償還準備基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 佐渡市公共下水道事業建設基金条例(平成16年佐渡市条例第111号)

(2) 佐渡市農業集落排水事業市債償還準備基金条例(平成18年佐渡市条例第4号)

(佐渡市職員定数条例の一部改正)

3 佐渡市職員定数条例(平成16年佐渡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「848人」を「834人」に改め、同条第8号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「35人」を「49人」に改める。

(佐渡市特別会計条例の一部改正)

4 佐渡市特別会計条例(平成16年佐渡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「及び第2号」を削る。

(佐渡市手数料条例の一部改正)

5 佐渡市手数料条例(平成16年佐渡市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第6条中「規則で」を「市長が」に改める。

(佐渡市下水道条例の一部改正)

6 佐渡市下水道条例(平成16年佐渡市条例第287号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が」に改める。

第3条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第4条第2号中「規則」を「管理者」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第9条第1項に次の2号を加える。

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(7) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第9条第3項第1号中「第1項第1号」の次に「、第6号又は第7号」を加える。

第10条第1項に次の2号を加える。

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第10条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第11条及び第12条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項及び第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第16条第2項第2号中「市長」を「管理者」に改め、同項第3号中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第17条、第18条及び第19条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第20条第3号及び第5号、第21条第1号並びに第22条第2号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第27条中「市長」を「管理者」に改める。

第28条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第30条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第31条第1項ただし書及び第2項並びに第32条第1項及び第3項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第33条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

7 佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例(平成16年佐渡市条例第288号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条第3項及び第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第3条、第4条、第6条及び第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第2項中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第9条第3項、第10条から第12条まで、第14条、第15条第1項及び第4項並びに第16条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第17条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表中「市長」を「管理者」に改める。

(佐渡市漁業集落排水施設条例の一部改正)

8 佐渡市漁業集落排水施設条例(平成16年佐渡市条例第289号)の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及び」を削る。

第2条の見出し中「設置及び」を削り、同条中「、排水施設を設置し、常に」を「設置する排水施設を常に」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第5号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が」に改め、同条第8号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第5条第2号中「規則」を「管理者」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「佐渡市下水道排水設備指定工事店規則（平成16年佐渡市規則第189号）」を「佐渡市下水道排水設備指定工事店規程（令和 年佐渡市下水道事業管理規程第 号）」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条、第12条第1項及び第3項並びに第13条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第14条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第15条及び第16条中「市長」を「管理者」に改める。

第17条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第19条第1項及び第20条中「市長」を「管理者」に改める。

第22条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とする。

別表第3中「市長」を「管理者」に改め、同表を別表第2とする。

（佐渡市農業集落排水施設条例の一部改正）

9 佐渡市農業集落排水施設条例（平成16年佐渡市条例第354号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及び」を削る。

第2条の見出し中「設置及び」を削り、同条中「、排水施設を設置し、常に」を「設置する排水施設を常に」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第8号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に改める。

第5条第2号中「規則」を「管理者」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「佐渡市下水道排水設備指定工事店規則（平成16年佐渡市規則第189号）」を「佐渡市下水道排水設備指定工事店規程（令和 年佐渡市下水道事業管理規程第 号）」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条、第11条第1項及び第3項並びに第12条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第14条及び第15条中「市長」を「管理者」に改める。

第16条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第18条第1項、第19条及び第21条中「市長」を「管理者」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

（佐渡市行政組織条例の一部改正）

10 佐渡市行政組織条例（令和元年佐渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条上下水道課の項中「下水道事業」を「浄化槽及び排水機場」に改める。

別表第1（第3条関係）

公共下水道事業の排水区域
下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域（国府川処理区、両津処理区、相川処理区、小木処理区、羽茂処理区及び赤泊処理区）

別表第2（第3条関係）

漁業集落排水施設の名称	位置及び区域
佐渡市姫津・達者地区漁業集落排水施設	佐渡市達者1735番地 佐渡市姫津及び達者の一部
佐渡市多田地区漁業集落排水施設	佐渡市松ヶ崎1221番地3 佐渡市松ヶ崎及び多田の全部並びに 浜河内の一部

佐渡市亀脇地区漁業集落排水施設	佐渡市羽茂亀脇33番地17 佐渡市羽茂亀脇の一部
佐渡市琴浦地区漁業集落排水施設	佐渡市小比叡139番地 佐渡市琴浦の全部
佐渡市沢崎地区漁業集落排水施設	佐渡市沢崎95番地 佐渡市沢崎の一部
佐渡市江積・田野浦地区漁業集落排水施設	佐渡市江積漁港地内 佐渡市江積及び田野浦の一部

別表第3（第3条関係）

農業集落排水施設の名称	位置及び区域
佐渡市川茂地区農業集落排水施設	佐渡市下川茂546番地 佐渡市上川茂及び下川茂の一部

議案第123号

佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。

2 前項に規定する職員の職にある職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他の用具を使用することを常例とする職員
（単身赴任手当）

第7条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

（住居手当）

第8条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員（管理者が指定する者を除く。）

(2) 前条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められ

るものとして管理者が定めるもの

(時間外勤務手当)

第9条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第10条 職員には、正規の勤務日が休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。))をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間内に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第11条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第12条 第4条第1項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第4条第1項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

(宿日直手当)

第13条 宿日直手当は、宿日直を命ぜられた職員に対して、当該勤務につ

いて支給する。

2 前項の勤務は、第9条、第10条第2項及び第11条の勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第14条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じて支給する。

(勤勉手当)

第15条 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給する。

(休職者の給与)

第16条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。ただし、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第17条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第18条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(給料及び各手当の支給等)

第19条 第2条から前条までの給料及び各手当について、この条例に定めるもののほか、支給額、支給率、支給期日等については、佐渡市職員の給与に関する条例(平成16年佐渡市条例第56号)及びこれに基づく規則の規定を準用する。

(給与の減額)

第20条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認のあった場合(組合休暇を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時

間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（会計年度任用職員の給与）

第21条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用された企業職員の給与の種類及び基準は、佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和 年佐渡市条例第 号）の規定を準用する。

（再任用職員等についての適用除外）

第22条 第5条、第7条及び第8条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第124号

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年佐渡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第13条中「501円99銭」を「525円6銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第125号

圏民センター条例を廃止する条例の制定について

圏民センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

圏民センター条例を廃止する条例

圏民センター条例（平成16年佐渡市条例第137号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第126号

公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
心身障がい者福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人しあわせ福祉会
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第127号

公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
精神障がい者福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人とき福祉会
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第128号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡海洋深層水分水施設

- 2 指定管理者となる団体の名称
新潟県佐渡海洋深層水株式会社

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第129号

公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
ドンデン山荘
- 2 指定管理者となる団体の名称
サンフロンティア佐渡株式会社
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第130号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐和田森林公園オートパークさわた
- 2 指定管理者となる団体の名称
大佐渡トレッキングガイド倶楽部
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第131号

公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜
赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人赤泊振興公社
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第132号

公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
赤泊自然休養村管理センター

- 2 指定管理者となる団体の名称
有限会社赤泊農林漁業観光

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第133号

公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
交流センター白雲台
- 2 指定管理者となる団体の名称
有限会社浦島
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第134号

公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
窪田キャンプ場
- 2 指定管理者となる団体の名称
O u T D o o R ' s
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第135号

公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
勤労青少年ホーム
両津運動広場
両津野球場
両津テニスコート
両津農村広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住吉みどりの会
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第136号

公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
両津総合体育館

- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ協会

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第137号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、
佐渡市陸上競技場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法
（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求
める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡スポーツハウス
佐渡市陸上競技場
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ協会
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第138号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方 市内 男性

2 損害賠償の額 676,831円

3 事故の概要

(1) 事故発生日 平成31年4月23日 午後4時15分頃

(2) 事故の発生場所 佐渡市加茂歌代地内

(3) 事故の状況 交差点で前方を走行する相手方車両が、道路上に進入してきた自転車を避けるために急ブレーキとなり、後方を走行していたスクールバスの対応が間に合わず追突したもの

過失割合 佐渡市 100%
相手方 0%

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第139号

団体営土地改良事業の施行について（深浦地区）

団体営土地改良事業を下記のとおり施行したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施行年度 令和2年度から令和4年度まで
- 2 名 称 基盤整備促進事業 深浦地区
- 3 工事場所 佐渡市深浦地内
- 4 工事概要 農業用排水施設整備事業
用水路工 L=472m、ため池改修 1箇所
- 5 概算事業費 73,500,000円

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第140号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から新発田地域老人福祉保健事務組合を脱退させることとするため、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴って新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和元年12月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「下越障害福祉事務組合」を「下越福祉行政組合」に改め、「新発田地域老人福祉保健事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

- 議案第141号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第142号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）につ
いて (予算書別紙添付)
- 議案第143号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）
について (予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第109号

《令和元年度 佐渡市一般会計補正予算（第8号）概要》

1. 補正予算について

- ・10月12日から13日発生 of 台風19号被害に係る災害復旧経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	44,127,636
補正額	149,651
累計予算額	44,277,287

3. 財源内訳

(単位：千円)

繰入金	149,651
-----	---------

4. 補正項目

(単位：千円)

○農地農業用施設災害復旧事業【農林水産課】

補正額：42,320

- ・農地単独災害復旧事業

(補正額：5,920)

小規模災害復旧事業補助金26箇所

- ・令和元年災農地・農業用施設災害復旧事業

(補正額：36,400)

測量設計委託料(農地19箇所、農業施設12箇所)

○林業施設災害復旧事業【農林水産課】

補正額：36,000

- ・林業施設単独災害復旧事業

(補正額：26,000)

災害応急復旧作業委託料26箇所

災害応急復旧工事3箇所

- ・令和元年災林業施設災害復旧事業

(補正額：10,000)

測量設計委託料3箇所

○土木施設災害復旧事業【建設課】

補正額：58,000

- ・土木施設単独災害復旧事業

(補正額：43,000)

修繕料10箇所

災害応急復旧作業委託料33箇所

災害応急復旧工事16箇所

- ・令和元年災公共土木施設災害復旧事業

(補正額：15,000)

測量設計委託料6箇所

○文化財災害復旧事業【世界遺産推進課】

補正額：1,458

- ・金子勘三郎家納屋及び土蔵(強風被害)

災害応急復旧工事

○温泉施設災害復旧事業【市民生活課】

補正額：11,873

- ・新穂湯上温泉(床上浸水被害)

清掃等作業委託料

災害応急復旧工事

議案第141号

《令和元年度 佐渡市一般会計補正予算（第9号）概要》

1. 補正予算について

- ・非常用電源整備事業及び老人福祉施設整備事業の経費を計上
- ・戸籍住民基本台帳事務事業の経費を計上
- ・佐渡市待鶴荘介護報酬不正請求事案に係る経費を計上
- ・10月発生の台風被害等に係る災害復旧経費を計上
- ・公共工事の平準化に係る債務負担行為を設定
- ・その他の経費については、9月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	44,277,287
補正額	773,510
累計予算額	45,050,797

3. 財源内訳

(単位：千円)

国・県支出金	393,799
繰入金	134,559
市債	246,500
その他	△1,348

4. 主な補正項目

(単位：千円)

○非常用電源整備事業【防災管財課】

補正額：33,900

(事業内容)

- ・実施設計確定に伴う発電機設置工事等の増額計上
佐和田・畑野・真野・赤泊行政サービスセンター4箇所

○老人福祉施設整備事業【高齢福祉課】

補正額：32,084

(事業内容)

- ・介護基盤整備事業補助金の増額計上
佐和田地区の「認知症対応型共同生活介護」施設整備（2ユニット18床）
に対する補助金ほか

○戸籍住民基本台帳事務事業【市民生活課】

補正額：8,232

(事業内容)

- 令和3年3月からのマイナンバーカードの保険証利用開始に伴い、マイナンバーカードの普及を図るため、オンライン申請補助端末を導入し、交付申請に必要な作業をワンストップで行える環境を整備する。

○佐渡市待鶴荘介護報酬不正請求事案に係る経費【総務課・高齢福祉課】

(事業内容)

歳入		補正額：△13,200
・ 居宅訪問介護事業委託料	△13,200 千円	
歳出		補正額：△ 3,281
・ 人件費・一般管理費	△459 千円	
	市長及び副市長について、給料月額の10分の1を減額 市長3か月、副市長2か月（令和2年1月分から適用）	
・ 人件費・老人ホーム運営費	5,813 千円	
・ 人件費・居宅訪問介護事業費	△5,813 千円	
	訪問介護事業の休止による人事異動に伴う人件費を補正	
・ 待鶴荘居宅訪問介護事業費	△2,822 千円	
	訪問介護事業の休止に係る事業費を減額	

○災害復旧費

補正額：606,716

(事業内容)

【農林水産課】	
農地単独災害復旧事業	13,380 千円
小規模災害復旧事業補助金 57 箇所	
令和元年災農地・農業用施設災害復旧事業	307,076 千円
測量設計委託料 37 箇所、災害復旧工事 37 箇所	
令和元年災林業施設災害復旧事業	44,000 千円
災害復旧工事 3 箇所	
【建設課】	
土木施設単独災害復旧事業	59,500 千円
測量設計委託料 3 箇所、災害復旧工事 17 箇所	
令和元年災公共土木施設災害復旧事業	160,000 千円
災害復旧工事 6 箇所	
【社会教育課】	
体育施設災害復旧事業	1,412 千円
社会教育施設災害復旧事業（博物館・資料館）	1,633 千円
【教育総務課】	
公立学校施設単独災害復旧事業	781 千円
【市民生活課】	
温泉施設災害復旧事業（新穂湯上温泉）	17,939 千円
【観光振興課】	
観光施設災害復旧事業	995 千円

○公共工事の平準化（債務負担行為）

(事業内容)

令和2年度実施予定の単独工事費の一部について、債務負担行為を設定し、前倒して年度内に発注することにより、公共工事の平準化に取り組む。

【建設課】	
道路橋りょう維持補修事業	5,000 千円
道路橋りょう改良舗装事業	77,000 千円
河川改修事業	18,000 千円
合 計	100,000 千円

議案第142号

《令和元年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 災害復旧等に伴う修繕費の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	462,437
補正額	1,166
累計予算額	463,603

3. 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	875
諸収入	291

4. 補正項目

(単位：千円)

○特別養護老人ホーム費

- ・ 一般管理費

補正額： 583

○災害復旧費

- ・ 特別養護老人ホーム災害復旧費

補正額： 583

議案第143号

《令和元年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・施設の漏電監視、ポンプの運転、空調を管理する電気機器の改修に伴う工事請負費の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	595,577
補正額	9,952
累計予算額	605,529

3. 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	9,952
---------	-------

4. 補正項目

(単位：千円)

○介護老人保健施設費

- ・一般管理費

補正額： 9,952